

ごみの焼却はやめましょう！

過ごしやすい季節となりましたが、屋外でのごみの焼却について苦情が寄せられています。野焼きは懲役・罰金の対象となります。ドラム缶・一斗缶・ブロック囲い・構造基準を満たさない焼却炉で家庭ごみ等の廃棄物を焼却する行為は、一部の例外を除いて、法律により禁止されています。

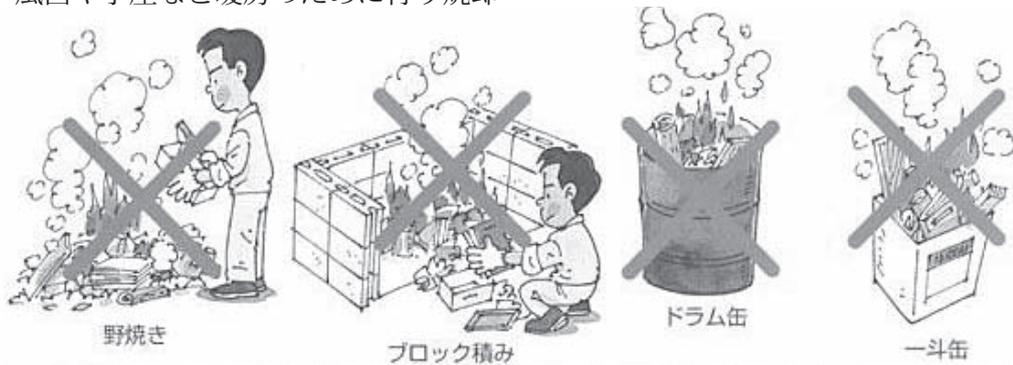
また、野焼きはダイオキシン類等の有害物質を発生させ、甚大な健康被害を招く危険性があるほか、悪臭・煙害・火災などで地域住民の方々に迷惑をかけることもあります。ごみは、野焼きをしないで正しい方法により処理しましょう。

●野焼きの罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）

- ・ 5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこれの併科

●野焼き禁止の例外

- ・ 凍霜害防止や災害の予防復旧のための焼却
- ・ 病虫害駆除のための稲わら、豆がら、枝葉などの焼却
- ・ 風俗習慣上行う さいと焼き、お盆の送り火など行事のための焼却
- ・ 焚き火、キャンプファイヤーでの木くずなどの焼却
- ・ 風呂や小屋など暖房のために行う焼却



■問い合わせ先 町民課くらし環境係 ☎85-6131



このような状態の時に「巣虫取り」を行ってください。

▼貸出する背負動力噴霧器

- ・ 薬剤飛距離 約8メートル（無風時）
- ・ 薬剤タンク 約25L
- ・ 燃料 混合燃料（25：1）

■申込み及び貸出場所

町民課くらし環境係 役場③番窓口
☎85-6131

また、自ら駆除できない場合は、造園などの業者に直接依頼してください。

なお、町では、背負動力噴霧器の貸出を行います。区や町内で集団駆除を行う場合のみの貸出となります（個人への貸出は行いません）。ご利用の場合は、区長さんまたは町内長さんからのお申込みになります（電話可）。台数は2台となっております。申請順に予約を受付いたします。

また、薬剤や燃料の手配と負担に関しては区または町内となりますのでよろしくお願いいたします。

アメリカシロヒトリ（アメリシロ）の駆除について

アメシロが発生する時期となりました。アメシロの駆除は、樹木の所有者の責任で実施しなければなりません。樹木の葉に産みつけられたたまごや葉を食べ始める前の幼虫を見つけたら、枝を切り落とすか踏みつぶす「巣虫取り」が一番効果的な駆除方法です。写真のような状態の時に「巣虫取り」のタイムリングです。

すでに虫が分散してしまった場合は、薬剤散布等により駆除しましょう。ただし、薬剤散布の際は健康被害のおそれもありますので、薬剤の適正な使用と周辺に迷惑がかからないよう、必ず風のない日に実施してください。

また、自ら駆除できない場合は、造園などの業者に直接依頼してください。